

○大和市ホテル等建築審議会規則

昭和 62 年 9 月 28 日規則第 35 号

改正沿革

大和市ホテル等建築審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和 33 年大和町条例第 9 号）により設置された大和市ホテル等建築審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、次に掲げる者について、市長が任命する。

- (1) 弁護士
- (2) 青少年問題協議会の代表
- (3) 青少年指導員連絡協議会の代表
- (4) 教育関係者
- (5) その他市長が必要と認めた者

一部改正〔平成 11 年規則 59 号・19 年 6 号〕

(会長)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る事案の審議期間とする。

全部改正〔平成11年規則59号〕

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、開発指導主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和63年1月1日から施行する。

附 則（平成 11 年規則第 59 号）

この規則は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 6 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。